

福島市まちなか広場におけるキッチンカー出店要綱

制定日 令和 6年 7月 1日

改正 令和 7年 3月 1日

1 目的

広場内におけるキッチンカー（移動販売車）の日常的な出店を許可することによって、広場の魅力向上と利用者の利便性を高め、もって賑わいの創出を図ることを目的とする。

2 概要

（１）対象

イベント開催時以外の平常時におけるキッチンカーの出店を対象とする。

キッチンカー以外の出店形態については対象外。

イベント開催時におけるキッチンカーについても、イベント主催者の責任のもと出店するものとし、対象外。

※キッチンカーにて福島市で営業するためには、福島市保健所から営業許可を得る必要あり。ただし、令和5年6月1日以降については、福島市保健所からの許可がなくても福島県、郡山市又はいわき市のいずれかの自治体から許可を得ていれば、福島市で営業することが可能。

（２）出店可能箇所

出店可能箇所は、「まちなか広場キッチンカーレイアウト」（別紙１）のとおりとする。

各キッチンカーの出店箇所については、市が指定した箇所とする。

（３）出店日時

イベント開催がない日のみ出店を可能とする。時間は、午前７時から午後９時まで（準備・片付けを含む）の間で、出店者の希望する時間帯とする。

出店者は、出店許可後であっても同日にイベントにおける使用の申請があった場合は、市がイベントとの同時使用等を調整する可能性があることを了解する。

（４）出店可能台数

１日に出店可能な台数は、３台とする（１事業者につき１台のみ）。

※該当日における出店希望者が定数を超える場合、抽選によるものとする（「４ 抽選方法」参照）。

（５）販売可能品目

自動車を用いた食品営業（飲食店営業）として、保健所から営業許可を受けた範囲内の飲食物を販売可能とする。

（６）使用料

使用料 ＝ 100 円/時間 × 使用時間（出店に伴う準備・片付け含む）

※使用時間に１時間に満たない端数があるときは、１時間として計算する。

※既納の使用料は、天候不順を含め出店者の都合により出店を中止した場合は返還しない。

上記の時間あたり単価（100 円/時間）は、「福島市まちなか広場条例（令和４年３月 30 日 条例第 10 号）」（以下「条例」という。）別表に規定の「電気、水道を使用する場合」の使用料である 600 円/時間に、条例附則 3（再開発事業の工事期間の使用料の特例）に規定

の 100 分の 50 を乗じ、更に 3 分の 1 を乗じることにより算出した金額である。3 分の 1 を乗じるのは、本要綱にて 1 日に出品可能な台数を 3 台と規定しているためである。

3 出店手続き

(1) 申請方法

出店希望者は、出店希望日の属する月の前月初日から 15 日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに次に掲げる書類を揃え、申請する。

①初回及び変更の都度提出が必要な書類

- ・営業許可証の写し
- ・「乗入車両届出書」（別紙 2）、「車両の外観写真」（別紙 3）

②毎月提出が必要な書類

- ・「福島市まちなか広場使用申請書」、「福島市まちなか広場行為申請書」（「福島市まちなか広場条例施行規則（令和 4 年 4 月 22 日規則第 34 号）」（以下「施行規則」という。）にて定める様式第 1 号及び様式第 5 号）
- ・「まちなか広場キッチンカー出店希望表」（別紙 4）

※出店希望表の提出にあたっては、市ホームページ「まちなか広場」に掲載されている『まちなか広場イベント予約カレンダー』を確認すること。

(2) 実績報告

出店日の翌月 10 日までに「まちなか広場キッチンカー実績報告書」（別紙 5）を市に提出する。

(3) 許可書等の交付

1 月分の「福島市まちなか広場使用許可書」、「福島市まちなか広場行為許可書」（施行規則にて定める様式第 2 号及び様式第 6 号）、「まちなか広場キッチンカー出店箇所決定書」（別紙 6）、「駐車許可証」（別紙 7）及び「納入通知書」を交付する。

(4) 使用料の納付

納入通知書に記載の納期限までに市収納金融機関にて納入する。

(5) 鍵の貸出

車止め及びコンセント盤の鍵については、市街地整備課にて出店の都度貸し出す（給水栓の鍵については、やむを得ない事由により使用を認められた場合のみ貸し出す）。返却は、市街地整備課に加え、市役所 1 階休日・夜間受付への返却（開庁時間外のみ）も可とする。出店者は、出店日の朝に鍵を受け取り、当日中に返却する。

出店日が土日祝日である、または使用開始時間が早い等の理由により出店日の朝に鍵を受け取ることができない場合のみ出店日前の受け取りを認める。

連続して出店する場合は、出店最終日の鍵の返却を可とする。やむを得ない事情により返却が後日となる場合は、事前に相談すること。

4 抽選方法

同一日に出品希望が 3 台を超える場合は、下記のとおり抽選を実施する。

(1) 抽選日時

抽選日時は、原則として出品希望日の属する月の前月 20 日の 10 時とする（土日祝日の場合は翌開庁日）。該当日に抽選を行うことが出来ない場合には、担当者が別途抽選日時を

定め、各希望者にメール等により通知する。

(2) 抽選に参加することができる者の条件

出店希望日の属する月の前月初日から 15 日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに提出が必要な書類を全て提出した者のみ抽選への参加を可能とする。

(3) 抽選方法

抽選開始時に希望者が抽選会に参加している場合は、参加者が出店可否のくじを引く。その他の場合は、担当者が希望者に代わってくじを引く。

抽選の必要な日が複数日ある場合は、日付順に抽選を行う。

(4) 当選の条件及び辞退

該当月ごとの当選は 2 件までとする。当選が 2 件に達した時点で、その後の抽選への参加資格を失うものとする。ただし、希望者全員の当選件数が 2 件に達した場合はこの限りではない。

抽選前の辞退は認めるが、当選後の辞退は認めない。

5 出店条件

(1) 車両の乗入

- ① 広場進入は許可車のみとする。また、駐車許可証は車内の見える位置に提示すること。
- ② 指定した乗入箇所以外からは絶対に進入しないこと（別紙 1）。
- ③ 車の乗入れがない時は車止めを元に戻すこと。広場の進入に伴い、車止めの取り外しにより事故等が発生した場合は、使用者の責任とする。
- ④ 車が給水栓や塩ビ製の蓋の上に乗らないようにすること。

(2) 電気の使用及び給排水について

【電 気】

- ① 指定箇所（別紙 1）以外のコンセント盤を使用しないこと。
- ② 使用可能な電力は、コンセント盤 A、B とともに 1,500w × 4 口となる。容量を超えて使用しないこと。
- ③ 転倒防止のため、コード類はテープで固定するなど対策をとること。
- ④ 使用後はコンセント盤の鍵が開いたままになっていないことを確認すること。

【給排水】

- ① 水は基本的に出品者が用意すること。やむを得ない事情により水の使用が必要な場合のみ給水栓の使用を認めるものとする。
- ② 出店により発生した排水は、広場施設内に流さず持ち帰り、適正に処分すること。
- ③ 水飲み場の水は使用しないこと。

(3) ごみ回収・処理

- ① 車両前にごみ箱を設置するなど、購入者のごみ回収については出品者の責任で行うこと。
- ② 販売終了後は、調理ごみ及び販売ごみともに持ち帰り、適正に処分すること。

(4) 出店日時等の変更及びキャンセル

- ① 出店許可後のキャンセル又は日にちの変更は、基本的に受け付けないが、やむを得ない事由によりキャンセル等の必要がある場合は、速やかに市に連絡すること。
- ② 連絡なくキャンセル等を繰り返す場合は、出店許可を取り消す場合もあるため、留意す

ること。取り消しにより出店者に損失が生じた場合であっても市は一切補償しない。

(5) その他

- ① 食品衛生法その他関係法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- ② 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が責任をもって対応すること。なお、その内容については、遅滞なく市に報告すること。
- ③ BGM等は、使用しないこと。
- ④ 広場利用者には、パセオ自転車駐車場のトイレを使用するよう案内すること。
- ⑤ キッチンカー出店の際に支障となる場合、広場内の木製テーブル・椅子等を必要最小限の範囲で動かすことを可能とするが、必ず元の位置に戻すこと。
- ⑥ 出店者が必要に応じて飲食用のテーブル・椅子を準備することは可能であるが、他の出店者の邪魔にならないように配慮すること。また、風で飛ばされたりしないようにするなど出店者が責任を持って管理すること。
- ⑦ 出店に伴い、床面等施設の汚損等があった場合は、速やかに市に報告し、原状回復すること。
- ⑧ 購入者に対するアンケートなど必要に応じて、市に協力すること。
- ⑨ 本要綱に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、市と協議すること。

6 提出・問い合わせ先

住所

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

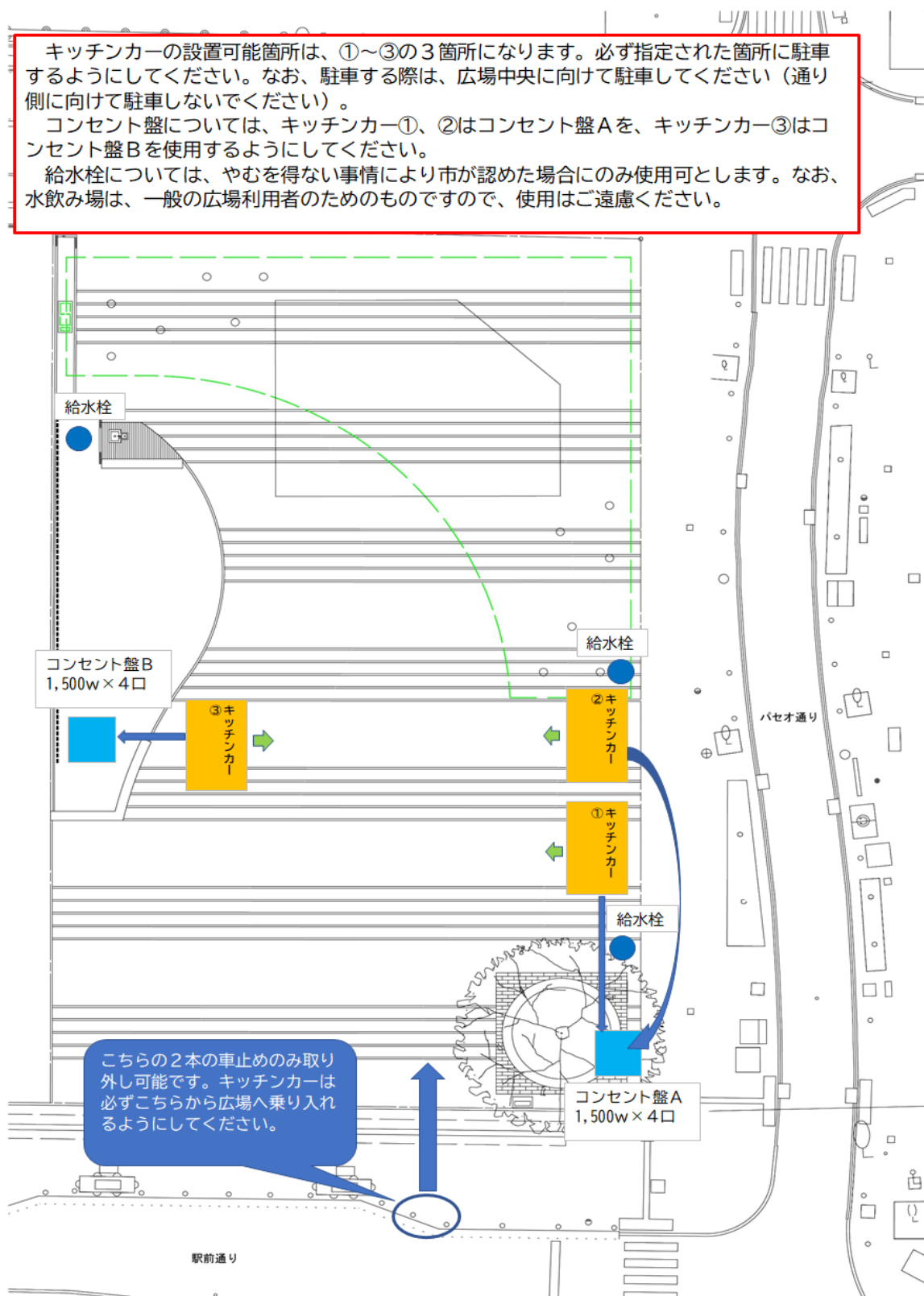
福島市役所 都市政策部市街地整備課 市街地整備係（本庁舎6階）

TEL 024-525-3763

FAX 024-533-0026

E-mail shigaichi@mail.city.fukushima.fukushima.jp

まちなか広場キッチンカーレイアウト



乗入車両届出書

届出年月日

2020/0/0

出店者名

	車両番号	車両の種類	乗入期間		備考
			開始日	終了日	
例	(00-00)	普通車	2023/2/3	2023/2/4	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

【注意事項】

※乗り入れ可能車両は総重量14トン未満となります。

出店車両の外観写真

①営業中の出店車両を横から撮影した写真

②出店車両を前から撮影した写真

(ナンバープレート部分が読み取れるように撮影をお願いします)

まちなか広場キッチンカー出店希望表

1. 出店者名:

2. 販 売 品 目:

3. 出店希望日時：

令和 年 月分

[illegible]

※出店希望日の属する月の前月初日から15日（土日祝日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

※市ホームページ「まちなか広場」に掲載されている『まちなか広場イベント予約カレンダー』を確認し、予約のない日をご記入ください。

※使用時間は、7時～21時（準備・片付けを含む）の時間内でご記入ください。

まちなか広場キッチンカー実績報告書

出店者名：_____

令和 年 月分

日	曜日	天気	出店時間	購入者数	売上額
1			: ~ :	人	円
2			: ~ :	人	円
3			: ~ :	人	円
4			: ~ :	人	円
5			: ~ :	人	円
6			: ~ :	人	円
7			: ~ :	人	円
8			: ~ :	人	円
9			: ~ :	人	円
10			: ~ :	人	円
11			: ~ :	人	円
12			: ~ :	人	円
13			: ~ :	人	円
14			: ~ :	人	円
15			: ~ :	人	円
16			: ~ :	人	円
17			: ~ :	人	円
18			: ~ :	人	円
19			: ~ :	人	円
20			: ~ :	人	円
21			: ~ :	人	円
22			: ~ :	人	円
23			: ~ :	人	円
24			: ~ :	人	円
25			: ~ :	人	円
26			: ~ :	人	円
27			: ~ :	人	円
28			: ~ :	人	円
29			: ~ :	人	円
30			: ~ :	人	円
31			: ~ :	人	円

※購入者数の把握が困難な場合は、売上額のみご記入ください。

広場の利用にあたり、気付いたことあるいはトラブルなどありましたら、ご記入ください。

まちなか広場キッチンカー出店箇所決定書

様

下記のとおり出店箇所が決定しました。

令和 年 月分

[illegible]

駐車許可証

(a parking permit)

許可車両 -

乗入年月日：

- ・ 広場内の事故に関しては、一切責任を負いません。
- ・ 万一の事故の場合については、使用者の責任において処理をおこなってください。

20●● / / まちなか広場施設管理者 発行（担当：福島市市街地整備課）